



三島市配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の保護・支援に関する基本計画

(第3次三島市DV防止基本計画)

～DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現～



令和4年3月
三島市

はじめに

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも、決して正当化されるものではなく、許されるものではありません。



DVは、外部からの発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化し、周囲も気づかないうちに被害が深刻化しやすくなるとともに、子どもにも深い心の傷を負わせるなど様々な影響を及ぼすものであり、社会全体でその防止に取り組んでいく必要があります。

本市における、DVに関する相談件数は微増傾向にあり、相談内容も複雑化しております。また、児童虐待とDVが相互に重複して発生していること等を踏まえ、国においてDV被害者の適切な保護を目的とした法改正が行われたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等の生活様式の変化によりDVの増加が懸念されるなど、取り組んでいくべき多くの課題があります。

このような現状と、本市におけるこれまでの取組を踏まえ、この度「第3次三島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」を策定いたしました。この計画の推進により、市民への啓発や相談窓口の周知と、若年層へのDV防止教育の充実を進めるとともに、関係機関等との連携の充実等をさらに進め、あらゆる暴力を許さない環境づくりと、被害者の保護から自立に至るまでの切れ目のない支援を、より一層充実してまいります。

「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」のため、市民の皆様には、引き続き、ご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

三島市長 豊岡 武士

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 静岡県及び本市におけるDV等の状況	4～5
5 本市におけるDVの状況及び今後の方向性について	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	6
2 計画の基本目標	6
3 SDGs（持続可能な開発目標）と基本目標の関係	7
4 計画の体系	8
5 計画の目標値	9
6 関係機関等との連携体制	10

第3章 施策の展開

基本目標1 DVを許さない、見逃さない地域づくりの推進

施策の方向 (1)DV発生防止のための人権教育・啓発の推進	11～12
施策の方向 (2)DVの早期発見及び通報のための広報・知識普及	12～13

基本目標2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

施策の方向 (1)相談体制の強化	14～15
施策の方向 (2)多様性に配慮した相談体制の整備	15～16

基本目標3 DV被害者とその子どもを安全に守る保護の実施

施策の方向 (1)安全な保護のための関係機関の連携推進	17～18
施策の方向 (2)子どもに対するケア体制の推進	18

基本目標4 DV被害者の自立に向けた支援環境の整備

施策の方向 (1)公的支援制度の情報提供及び積極的な活用	19～20
施策の方向 (2)心身のケア及び生活のための支援	21

基本目標5 推進体制の充実

施策の方向 (1)相談機関ネットワークの強化	21～22
施策の方向 (2)庁内の連携体制の強化	22～23

第4章 計画の推進

1 計画の進捗状況の把握	24
2 計画の周知	24

参考資料

1 用語解説	25～28
2 DV防止のための相談窓口一覧	29～30
3 計画の策定経過及び策定体制	31～32
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	33～47

第1章 計画の策定にあたって

■ 1 計画策定の背景と趣旨

配偶者や親しいパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、その多くは外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

DV被害者は多くの場合女性ではありますが、男性の場合や性的マイノリティ同士の間で起こることもあり、パートナーが暴力を加えることは被害者の人権を侵害し、性差なくお互いの尊厳が重んじられ対等な関係が築かれる社会実現の妨げとなっています。また、子どもが同居する家庭では、被害者だけでなく、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるもの（以下「面前DV」という。）であれば児童虐待にもあたる行為となります。警察から児童相談所に対する面前DVを主訴とした児童虐待通告件数は近年において急激な増加傾向が見られ、子どもが同居する家庭では、被害者だけでなく子どもの心身に深い傷を残すものでもあり、十分なケアが必要です。さらに、DVを身近に経験した子どもの世代間連鎖も懸念されます。

このような状況を改善するため、平成13年4月に配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。さらに、平成19年7月には、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定、及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする改正が行われたことで、住民に最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要になりました。

平成25年7月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とする改正DV防止法が成立し、平成26年1月に施行されました。また、若年層における交際相手からの暴力（デートDV）も大きな問題であるとされています。

本市においても、DV防止施策を総合的、体系的に推進するため「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として、「第2次三島市DV防止基本計画」（平成29年～令和3年）を策定し、人権の擁護を基盤としたDV防止のための基本目標を定め、被害者に対する相談・支援体制の強化と様々な啓発活動に取り組んでまいりました。

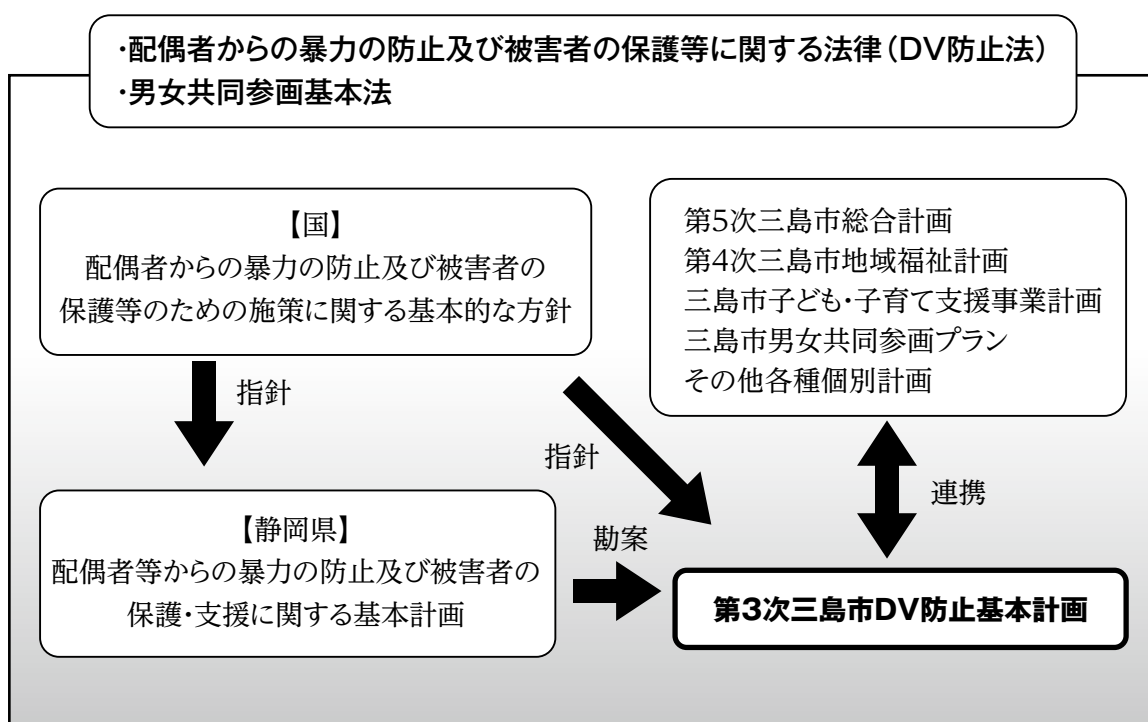
このたび、令和3年度において現行計画の計画期間が終了となることから、これまでの取組についての見直しを行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえながら総合的なDV防止施策をさらに継続していくため、新たな「三島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（以下「第3次三島市DV防止基本計画」という。）を策定し、すべての人がDVのない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指します。

■ 2 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づき、国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（令和2年3月告示）に即し、かつ、「第5次静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（令和4年度～令和8年度）を勘案した三島市の基本計画として策定します。

また、「第5次三島市総合計画」の基本目標3「未来につなぐ人材を育むまち」の施策の方向、並びに、「三島市男女共同参画プラン（みしまアクションプラン・パート4）」の基本目標Ⅱ「多様性を尊重し自分らしく生きられるまち」にそれぞれ位置付けられている「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けています。

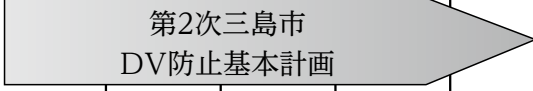
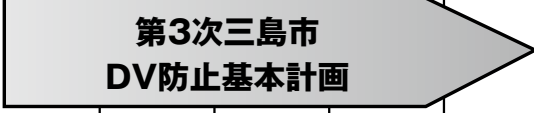
さらに、国、県及び関係機関との連携による一体的な施策の推進を図ることとしています。



■ 3 計画の期間

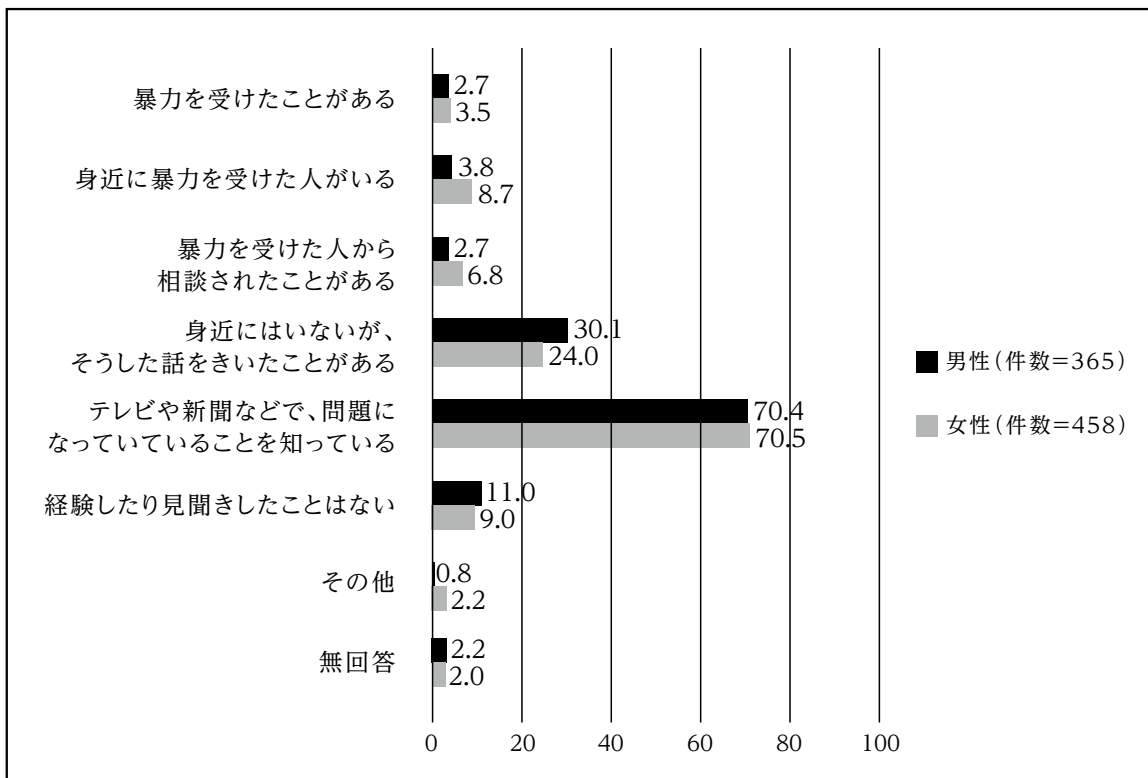
この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、DV防止法、基本方針等が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
									
									<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 次期計画 策定 </div>

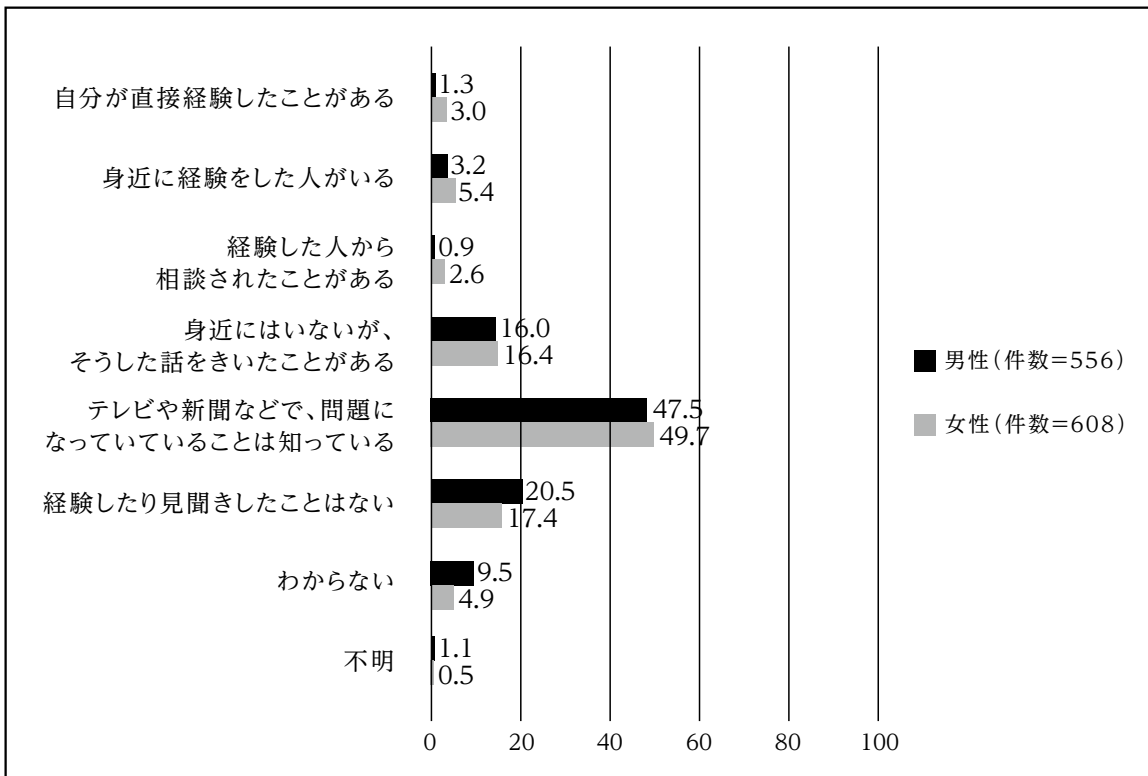
■ 4 静岡県及び本市におけるDV等の状況

DVの経験や見聞きについて（静岡県）



資料出所:「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

DVの経験や見聞きについて（三島市）



資料出所:「令和3年度市民意識調査」

DV相談・一時保護の状況（県内・三島市）

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
DV相談受付件数（県内）	3,126	3,250	3,346	3,376	3,676
三島市	113	113	147	138	185
一時保護件数（県内）	61	69	54	61	57
三島市	0	2	2	7	2

女性相談の状況（三島市）

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
女性相談延べ件数	437	589	646	795	677
うちDV	274	343	432	467	447
女性相談実人数	77	81	101	109	123
うちDV	55	43	58	60	80

DV相談年代別の状況（三島市）

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
10代	0	0	2	1	0
20代	4	6	12	12	12
30代	19	11	18	18	29
40代	20	14	16	18	21
50代	7	6	4	4	8
60代以上	5	6	6	7	10
計	55	43	58	60	80

外国人のDV相談の状況（三島市）

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
人数	1	1	2	1	1

■ 5 本市におけるDVの状況及び今後の方向性について

本市ではこれまで、第2次三島市DV防止基本計画に基づき、40項目（再掲除く）の具体的な取組みにより「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」を目指してまいりました。

しかし、令和3年度市民意識調査では「DVがテレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」と答えた人の割合が未だに50%に達していないことから、今後さらなる周知・啓発が必要です。

また、子どもが同居する家庭における「面前DV」を主訴とする警察から児童相談所に対しての児童虐待通告件数が、近年において全国的に急激な増加傾向にあることから、子どもに与える著しい悪影響となる心理的児童虐待についても広く周知する必要性が高まっています。

一方、本市においては女性相談延べ件数、及び女性相談実人数ともに微増傾向にあり、その相談内容も複雑化・多様化していることから、相談員の資質向上や相談支援体制のさらなる強化も重要となっています。

第2章 計画の基本的な考え方

■ 1 計画の基本理念

暴力を振るうという行為は、被害者個人の尊厳を傷つけるだけでなく、社会全体にも深刻な影響を与え、性差なくお互いの尊厳が重んじられ対等な関係が築かれる社会の実現を妨げるものです。

DVを根絶するためには市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、ジェンダー平等の意識をはぐくむとともに、DVを身近な問題として正しく理解することが必要です。

DVを許さない社会の実現が求められるなかで、本計画では「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として掲げ、計画の体系に基づき基本目標に沿った施策を展開します。

【基本理念】 「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」

■ 2 計画の基本目標

基本目標1 DVを許さない、見逃さない地域づくりの推進

市民に対し、広報・啓発活動を通じてDVに対する正しい理解を深め、DV防止に努めます。

基本目標2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

被害者が安心して相談できる体制の強化を図ります。

基本目標3 DV被害者とその子どもを安全に守る保護の実施

関係機関等と連携し、被害者とその子どもの安全を守ることに努めます。

基本目標4 DV被害者の自立に向けた支援環境の整備

被害者が自立した生活を送れるよう、総合的な支援に努めます。

基本目標5 推進体制の充実

関係機関等との連携の充実に努めます。

■ 3 SDGs（持続可能な開発目標）と基本目標の関係

SDGs<エス・ディー・ジーズ>とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標と、達成するための169のターゲットを設定しています。

また、SDGsは誰ひとり取り残さないことを目指して、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標で構成される国際社会全体の普遍的な目標です。

本市のまちづくり政策ではSDGsを意識した各種取組みを進めており、本計画においても関連ある項目を掲げ、その目標達成に向けて施策の推進に努めてまいります。

第3次DV防止基本計画の取組に該当するSDGsの開発目標

該当目標① 1. 貧困をなくそう	
▶あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	
該当目標② 3. すべての人に健康と福祉を	
▶あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し福祉を推進する	
該当目標③ 5. ジェンダー平等を実現しよう	
▶ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	
該当目標④ 10. 人や国の不平等をなくそう	
▶国内および国家間の格差を是正する	
該当目標⑤ 16. 平和と公正をすべての人に	
▶持続可能な開発目標に向けて平和で包摂的な社会を推進し、効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	
該当目標⑥ 17. パートナーシップで目標を達成しよう	
▶持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

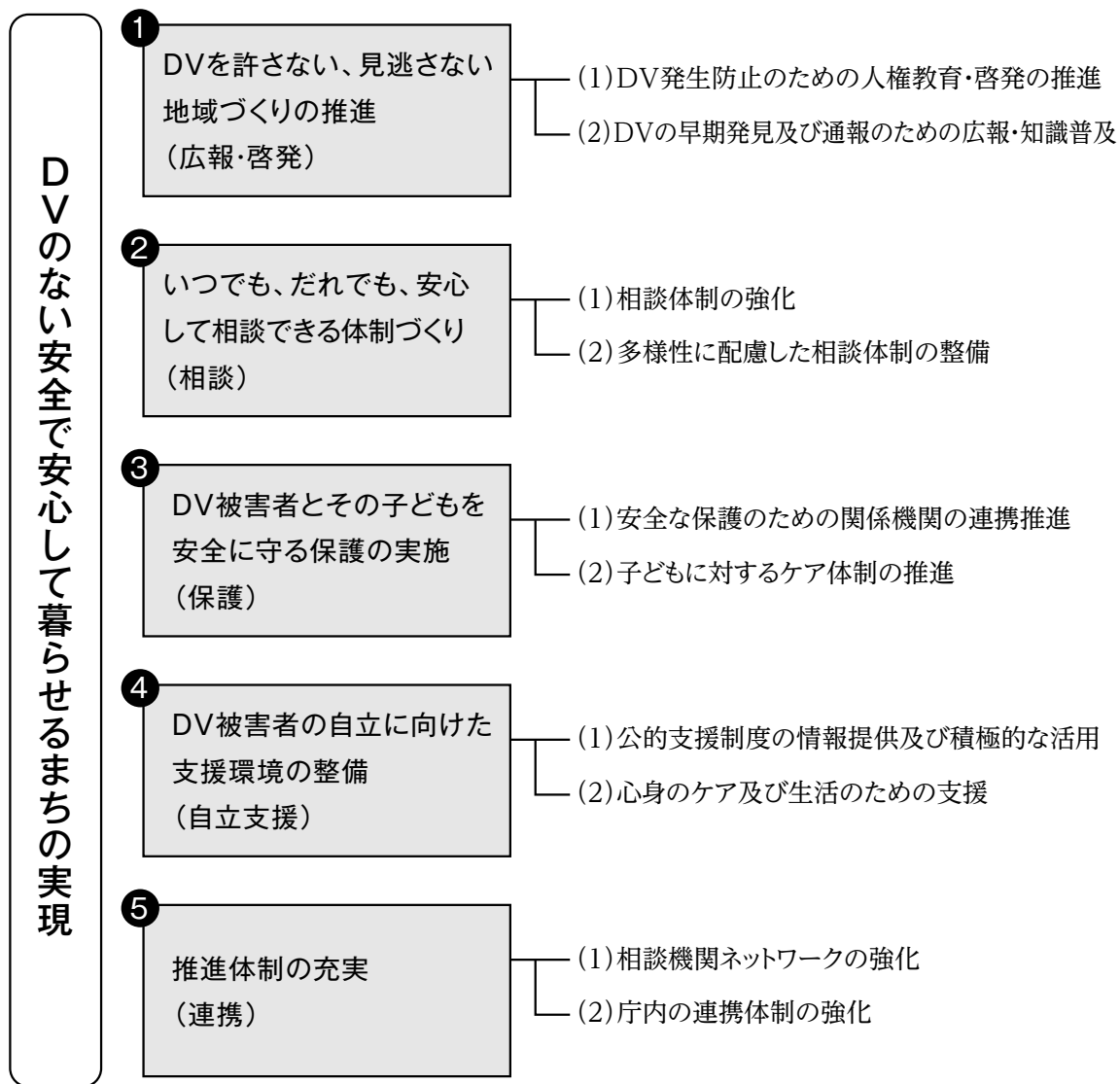
■ 4 計画の体系

この計画は、今後のDV被害者の保護や支援の方向性を示すものであり、全ての人
が安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、市民に対する広報・啓発による社会
全体の意識改革、DV被害者に対する相談や保護、生活の自立に向けた支援が必要で
あることから、計画の柱として5つの基本目標を掲げ、それぞれに施策の方向を位置
付けた取組みに努めます。

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

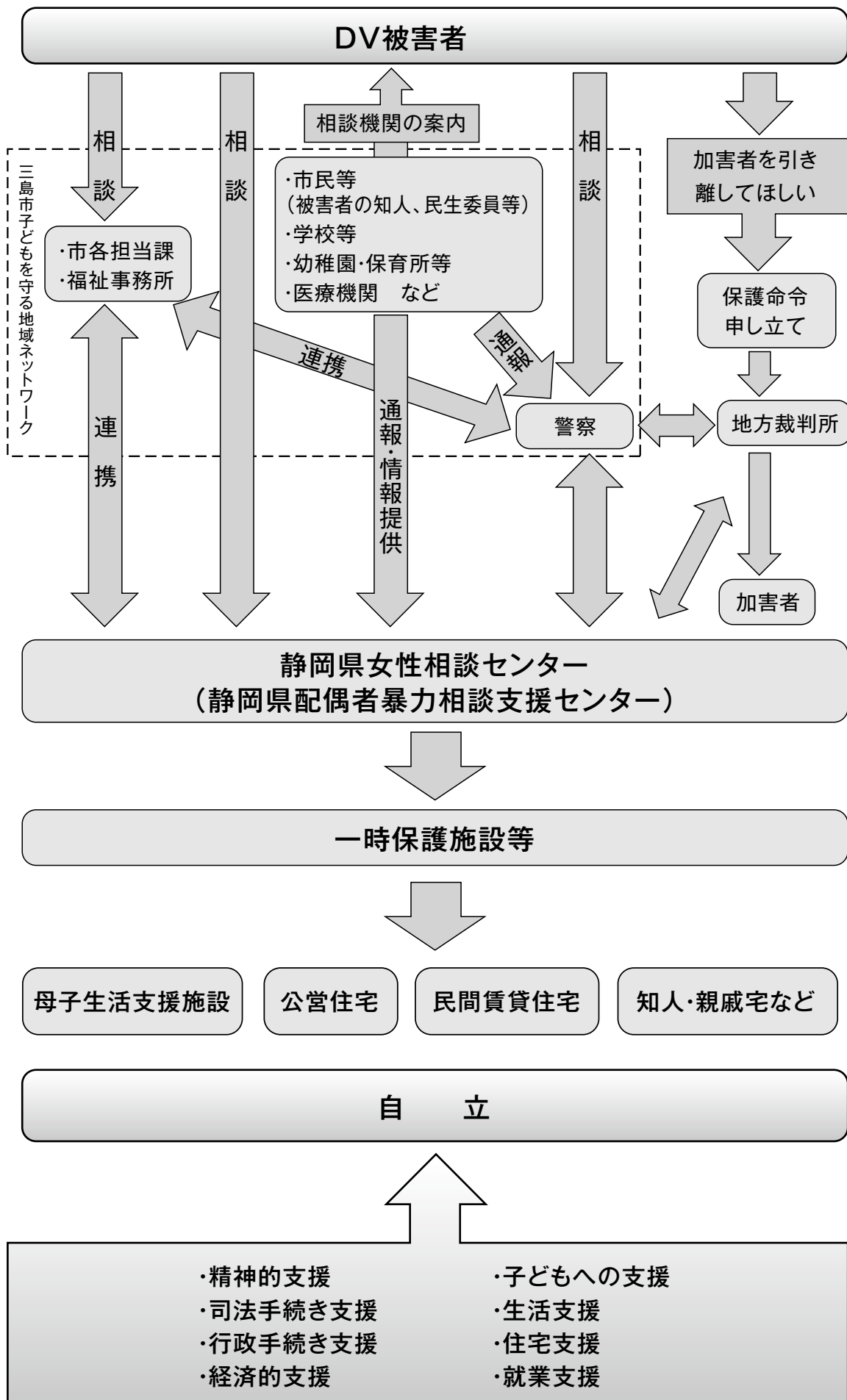


■ 5 計画の目標値

DVについての知識や相談体制についての周知の重要性から、次のとおり計画の目標値を設け（活動指標）、啓発活動により市民意識を高めるとともに、各種施策の実施により、DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指します。（成果指標）

目標項目	目標種類	R3現状値	R8目標値	説明
相談窓口などDVに関する情報掲載資料（リーフレット・カード等）の配布数	活動指標	年間 800枚(実績) ※H29～R3 累計 4,000枚	累計4,000枚 (R4～R8)	啓発講座や街頭広報での配布、関係部署・関係機関や公共施設への設置等を毎年度、継続して実施する
DVがテレビや新聞などで、問題になっていることを知っている人と答えた人の割合	成果指標	女性 49.7% 男性 47.5% ※市民意識調査	女性、男性ともに 70%以上	DVに対する市民意識を高める
過去1年間にDVを自分が直接経験したことがあると答えた人の割合	成果指標	女性 3.0% 男性 1.3% ※市民意識調査	継続的に減少	市民意識調査で直接経験があると答えた人の割合を減少させる

■ 6 関係機関等との連携体制



第3章 施策の展開

■基本目標 1 DVを許さない、見逃さない地域づくりの推進

施策の方向（1） DV発生防止のための人権教育・啓発の推進

《現状と課題》

- DVの問題は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を侵害するものです。
DVは親密な関係の中で起こることから、潜在化しやすく、DV行為が繰り返されることにより、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が拡大する傾向があり深刻な問題となります。
誰であっても、どのような理由であったとしても暴力は決して許されるものではないこと、家庭内だけの問題ではなく、地域や社会全体で解決していく問題であるという意識づくりが必要です。

- 身体的暴力がDV行為であることの認識度は高いものの、それに比べて支配的な関係で心理的なダメージを受けたり、経済的に縛られたり、夫婦であっても望まない性的な関係を強いられたりする等も暴力に含まれるということの認識度は高いとはいえません。そのため、被害者自身がDVを受けている認識がなかったり、あるいは暴力を振るわれ続けた結果、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるということの認識がなく、加害者への恐怖感等から相談することをためらう被害者も多く見受けられます。
DVについては、被害者のみでなく加害者に対しても、自らの行為がDVであることの認識を促すとともに、その行為が法律的にも犯罪となり得ることを周知していくことも重要です。

- 令和3年度市民意識調査によると、過去1年間にDVを経験した割合は女性で3.0%、男性で1.3%、DVがテレビや新聞などで問題となっていることを知っている人は女性で49.7%、男性で47.5%と半数に満たず、DVに対する市民の関心を高める必要があります。（令和3年度市民意識調査）

- DVは配偶者だけでなく、交際相手との間にも起こり得ます。これは「デートDV」と呼ばれており、若いうちからDVの知識を持ち、暴力に拠らない人間関係を築いていくことの大切さを学んでいくことが重要となります。引き続き、DV防止の教育・啓発を行うことで、DVについて考える機会を提供し、理解を深め、対等でお互いに尊重しあえる人間関係を築いていくことが、将来にわたってのDV防止につながると考えられます。
特に若年層に対しては、情報収集手段の中心がSNSとなっている現状を踏まえ、SNSを活用した広報や啓発も検討が必要です。

- 「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）では、児童に暴力を目撃させることは、児童虐待であると定められています。配偶者等に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待にあたることなど、DVについての正しい理解を広げていくことが大切です。

このようにDVと児童虐待は密接な関係にあるとされており、学校等において児童の日常生活を日頃から注意深く見守ることが、児童虐待のみならずDV被害者の発見にも効果的に作用することからも、スクールソーシャルワーカーを学校に配置するなど、家庭環境を含めた子どもの支援体制の整備が必要とされています。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
市民への 広報・啓発の実施	広報みしまや、ホームページ、SNS等にDVについての知識やDVが犯罪を含む行為であるという情報を掲載し、相談窓口等の情報発信を行います。	子育て支援課
	DV防止リーフレットやカードを作成し、「女性に対する暴力をなくす運動期間」や「児童虐待防止推進月間」などに併せて開催されるイベント時に配布する等、積極的な情報提供や広報活動に取り組めます。	政策企画課 子育て支援課
若い世代への 教育・啓発の実施	小中学校において、学校教育活動全体を通して、人権の尊重・ジェンダー平等・非暴力によるコミュニケーションの大切さを子どもたちに伝えます。	学校教育課
	交際相手からの暴力問題について考える機会として、市内大学等におけるデートDV防止出前講座の開催を推進します。	政策企画課
	デートDVに関するリーフレット作成・配布による啓発に取り組めます。	子育て支援課

施策の方向（2）

DVの早期発見及び通報のための広報・知識普及

《現状と課題》

- DV防止法では配偶者等からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するよう努めなければならないと通報の努力義務が規定されています。
教職員や養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者、民生委員・児童委員など福祉・保健関係者、地域で活動している人々などは、日常生活から被害者を発見しやすい状況にあると言えます。そのため、これらの関係機関や関係者に対して児童虐待に関する留意事項や配偶者等からの暴力の特性、子どもや被害者の立場、配慮すべき事項、通報先、相談窓口についての理解を促進し、適切な対応がなされることが求められます。
- DV被害者は自分の受けている行為がDVなのか確証を持ってないことや、被害体験がDVのみならず、自身の児童虐待やいじめ等の過去の被害体験が重なっている場合、長期に渡って受けてきた被支配的な体験での無気力感に支配されることが多くみられます。また、子どもから父親を奪ってはいけないう思いや以前逃げようとしたが、かえって危ない状況に陥った体験等さまざまな問題を抱えています。
DVに関する正しい知識やその危険性について、適切な情報提供や啓発を行うことで、自らが当事者にならないことはもちろんのこと、周囲の小さな変化を見逃すことなく、また適切な判断力を身に付けて早期に相談機関や支援につながる効果が期待されます。特に若年層においては、コミュニケーション手段の中心がSNSとなっている現状を踏まえて、SNS等を活用した情報提供や啓発を行う必要があります。

○DV被害者のうちには、精神科診療が必要となる被害者や、障がいを持っているがゆえに暴力を受けている被害者もいます。また、日本語に不慣れな外国人や高齢者、性的マイノリティが被害者となることもあるため、相談者の特性に合わせた支援が必要なこと等についての知識普及や啓発を行う必要があります。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
市民への 広報・啓発の実施 (再掲)	広報みしまや、ホームページ、SNS等にDVについての知識やDVが犯罪を含む行為であるという情報を掲載し、相談窓口等の情報発信を行います。	子育て支援課
	DV防止リーフレットやカードを作成し、「女性に対する暴力をなくす運動期間」や「児童虐待防止推進月間」などに合わせて開催されるイベント時に配布する等、積極的な情報提供や広報活動に取り組めます。	政策企画課 子育て支援課
若い世代への 教育・啓発の実施 (再掲)	小中学校において、学校教育活動全体を通して、人権の尊重・ジェンダー平等・非暴力によるコミュニケーションを子どもたちに伝えます。	学校教育課
	交際相手からの暴力問題について考える機会として、市内大学等におけるデートDV防止出前講座の開催を推進します。	政策企画課
地域の ネットワークの 活用	「三島市子どもを守る地域ネットワーク」による地域の連携体制を活用し、学校、近隣、家庭のそれぞれの場において、児童・生徒の家庭を見守り、児童虐待やDVの早期発見・早期相談により防止することに努めます。	子育て支援課
教育・保育関係者、 母子保健関係者、 障がい・発達関係者 との連携	DVの早期発見のため、教育・保育関係者、母子保健関係者、障がい関係者に対して研修等を通してDVに対する知識普及を図るとともに「三島市子どもを守る地域ネットワーク」を活用して、学校、幼稚園、保育所等、発達支援課、保健センター、障がい福祉課との連携を強化します。	学校教育課 子ども保育課 健康づくり課 発達支援課 障がい福祉課 子育て支援課

■基本目標2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

施策の方向（1） 相談体制の強化

《現状と課題》

○本市におけるDV相談の窓口である子育て支援課では女性相談員の配置のほかに担当職員には社会福祉士を配置し、DVを含めた女性全般にわたる相談を受付け、支援を行っています。

女性相談員には、DV被害者の置かれている状況を的確に把握し、被害者の立場と意思を尊重するとともに、早期発見、安全確保のために必要な知識や適切な対応を行う技能を身につけることが求められます。また、主訴が配偶者やパートナーからの暴力であっても、その背後には複合的な問題を抱えている被害者も少なくありません。

被害者の問題解決に当たっては被害者自らが選択、決定することが基本であり、このために必要な情報を提供し、適切な助言と援助が実施できるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めることも必要です。

○環境の変化や社会的ストレスが1つの要因となってDV相談の件数が増加することがあります。そのため、地震等の自然災害や感染症拡大等の非常事態においても機能する相談体制の在り方を検討することが必要です。

DVについては、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援をすることが必要であり、それぞれの段階において被害者の立場に立った理解と適切な対応が求められます。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
相談窓口の柔軟な対応	被害者が二次被害を受けるようなことのないよう精神的負担に配慮し、必要に応じて被害者に同行したり、相談室で各種手続が円滑に行えるように努めます。	子育て支援課
非常事態においても機能する相談体制の整備	地震等の自然災害や感染症拡大等の非常事態においても相談を受けられる体制整備に努めます。	子育て支援課
相談体制の整備	相談者や被害者が周囲の目を気にせずに相談できるよう、環境に配慮します。 また、児童虐待・DV相談専用の通話料無料電話（子どもSOS）を設置し、安心して電話相談ができるように対応します。	子育て支援課
無料法律相談・人権相談の活用	法律や人権にかかわる専門相談について、市の無料法律相談や法テラス、人権相談窓口を活用することで、相談者や被害者への幅広い支援を図ります。	市民生活相談センター 福祉総務課 子育て支援課

事業内容		所管課
相談員や職員の研修・相談者や被害者への支援の充実	様々な相談や困難事例に対応できるよう、国や県主催の研修に参加し、相談者や被害者への支援の充実を図ります。	子育て支援課
ケース検討や情報交換の実施	困難事例においては、静岡県女性相談センターや関係機関と連携を図り、情報共有やケース検討を通じて問題解決に努め、相談員等の資質の向上を目指します。	子育て支援課 関係各課

施策の方向（2） 多様性に配慮した相談体制の整備

《現状と課題》

- DV防止法には、「被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」と規定されており、外国人や障がいのある人に対しても、同様の支援が求められています。
被害者が外国人、障がい者、高齢者等であることによって支援を受けにくい状況にならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うことが求められます。
- 外国人相談者は言葉や文化の違いにより、社会の中で孤立しやすい傾向にあり、相談窓口においても悩みを伝えるにくい状況にあります。
情報の受信力や発信力、理解力、社会資源や制度を利用する力などについて日本人と比べて明らかな格差が生じてしまうため、外国人へのDVに関する啓発については、多言語による広報や情報提供が必要であり、面談等でも通訳を利用するなどの配慮が必要となります。そのため、国際交流や外国人支援を行っている機関と連携し、相談、支援を行っていく必要があります。
- 障がいのある人や高齢者においては「障害者虐待、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定する障がい者虐待又は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定する高齢者虐待にも該当する場合があります、DV被害がより潜在化、長期化、深刻化するという共通した状況もあります。
障がいのある人については、DV防止の啓発が届きにくい上に、DVを相談すること自体の困難さがあり、被害が顕在化しにくい状況にあります。
高齢者については、自分の状況をDVと認識することが困難であったり、DVが長期間に渡り繰り返されているために、抵抗する力を奪われている実態があります。
- 障がいのある人、高齢者については、様々な相談の場面や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めることが重要であり、その支援には、より多くの機関による連携が不可欠です。
DV被害者の状態に応じた支援者の確保も含め、関係機関と連携を図り、DV被害者への啓発、相談、安全確保、生活再建の各段階における具体的な対応策の構築に向けて取り組む必要があります。

- 障がいのある人や高齢者である被害者が相談しやすい環境を整備するため、相談窓口等のバリアフリー化や電話以外の方法による相談窓口についても整備を検討する必要があります。
- DV被害者は多くの場合女性ではありますが、男性の場合や性的マイノリティ同士の間でも起こることがあることにも留意し、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境を整備することも大切です。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
外国人への対応の充実	静岡県で作成する外国語表記のリーフレットを活用し、外国人のDVへの理解を進め、相談窓口の周知を図ります。	子育て支援課
	日本語の理解が十分でない外国人に対し、通訳者の協力を求め、DV被害者への支援内容を正確に伝えることに努めます。	地域協働・安全課 子育て支援課
多様性に配慮した対応の充実	障がい福祉課、地域包括支援センター、政策企画課と連携し、DV防止について啓発するとともに、被害者の状況に応じた相談窓口の整備、支援により、安全確保に努めます。	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 政策企画課 子育て支援課
男性相談や性的マイノリティの方の相談の対応	男性相談員を配置している静岡県の専用相談窓口を周知することで、男性が相談しやすくなるよう努めるとともに、男性及び性的マイノリティの方からの相談にも柔軟に対応するよう努めます。	政策企画課 子育て支援課

■基本目標3 DV被害者とその子どもを安全に守る保護の実施

施策の方向(1) 安全な保護のための関係機関の連携推進

《現状と課題》

- 本市では、被害者の状況から、加害者から危害を加えられるおそれが高いなど、DV被害者が命の危険を感じ、相談窓口や警察に駆け込んだ場合において、緊急に保護することが必要と判断される場合には、静岡県女性相談センターや警察等と連携し、同行支援等の対応を行う中で一時保護を行い、被害者の安全の確保に努めています。
- 一時保護に当たっては被害者の状況把握とともに、本人の意向を尊重したうえで同伴する家族の有無などにも考慮し、被害者それぞれの事情に応じた保護を迅速かつ安全に行うことが必要です。
一時保護所への入所に至らない場合においても、加害者の追及から守られると判断できる親戚、知人宅等に一時的に身を寄せることなどが、被害者の安全確保を図る意味で重要です。
このように、DV被害者については、安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意思を重視しながら支援を行っていく必要があります。
- DV被害者とその子どもを一時保護する場合は、被害者及び同伴児童の医療や精神面のケア、さらには生活面の支援など、多くの機関による連携が必要となります。同伴児童については、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施できるよう、子育て支援課に設置されている家庭児童相談室や児童相談所などと密接に連携を図ることも重要です。また、被害者が保護から自立に至るまでの間、その置かれた状況によって、被害者が適切な判断に基づいて行動できるように、支援のための様々な制度に関する情報を提供し、助言を行っていくことが必要です。
- 被害者が暴力被害の状況から抜け出せない場合も多く、被害者の支援者及び児童の支援者は相互に連携して、継続的に対応していくことが重要です。
被害者の支援については加害者等からの追及から逃れるため、都道府県境を越える広域的な対応が必要な事例も増加しており、引越等が生じた場合は特に支援状況があいまいになり、深刻な事件に発展する可能性があるため、関係機関間で事案についてのアフターフォローや引継ぎを確実にすることも重要です。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
警察との連携	被害者とその同伴者の安全を確保するために、警察との連携に努めます。	子育て支援課
静岡県女性相談センターと連携した一時保護の実施	静岡県女性相談センターと連携し、迅速かつ適切に一時保護を行います。	子育て支援課

	事業内容	所管課
保護命令に関する 情報提供	被害者等の安全確保のため、保護命令制度についての 情報提供を行います。	子育て支援課
児童相談所との 連携	子どもの面前でのDVは心理的虐待にあたります。子 どもの状況や状態にあった適切なケアを行えるよう、 児童相談所との連携に努めます。	子育て支援課
関係各課による 情報管理の徹底	関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報 は、被害者保護の観点から管理の徹底に努めます。	子育て支援課 関係各課
他市または他県の 関係機関との連携	被害者等の安全確保や支援のため、転出入先となる県 内外の自治体との連携を密に行うとともに、関係機関 との情報交換をはじめとした広域的な連携に努めま す。	子育て支援課

施策の方向（２） 子どもに対するケア体制の推進

《現状と課題》

○児童虐待防止法では、面前DVは被害者だけでなく子どもの心身に深い傷を残すものでもあることから、児童虐待にもあたる行為とされています。そのため、子どもが同居する家庭でのDVへの対応には十分なケアが求められており、また、DVを身近に経験した子どもの世代間連鎖についても懸念されます。

本市におけるDV相談の主な窓口である子育て支援課では家庭児童相談室を設置しており、家庭相談員と女性相談員が協力してDV被害者の子どもの心理的影響へのケアを実施しています。その中では、母子保健サービスや子育て支援サービス等を活用した支援を行い、また、状況によっては児童相談所とも連携をとりながら対応する必要があることなどからも、子どもに対するケア体制を整えるための更なる連携の強化が求められています。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
子どもの支援体制 の充実	DVの目撃による心理的な影響に対し、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭相談員、女性相談員、児童相談所が連携し、安心して相談できる環境づくりと適切な対応を行えるよう努めます。	学校教育課 子育て支援課

■基本目標4 DV被害者の自立に向けた支援環境の整備

施策の方向(1)

公的支援制度の情報提供及び積極的な活用

《現状と課題》

- 被害者の「経済的な見通しがたたない。」「ひとり親として子を養育していくことが困難である。」「被害を受けている側がなぜ不利益覚悟で何もかも捨てて住み慣れた家を離れなければならないのか。」といった不当感や心理社会的な背景を支援者が理解していくことが重要です。

被害者が自立して生活しようとする場合、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関は多岐にわたります。

自立に向けた支援については、生活全般に渡る幅広い支援の必要性から、行政の各分野にまたがることになるため、状況やニーズに応じて各制度が円滑に活用できるよう包括的相談支援体制を構築し、関係部署との調整・連携を図るとともに、被害者の立場に立った切れ目のない自立支援への対応が重要です。

- DV被害者が自立して生活していくためには、就業して安定的な収入を確保することが必要です。本市では子育て支援課において、能力開発のための母子家庭等自立支援教育訓練給付金や、就業に結びつきやすく生活の安定に役立つ資格を取得するための母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給相談及び事務手続きを行っています。さらに、相談機関としてハローワークや静岡県母子家庭等就業・自立支援センター、生活支援センター等を紹介し、必要に応じて同行支援も実施しています。
DV被害者の多くは所持金や預貯金が少なく、経済的自立が困難であり、身動きが取れず、更に被害が拡大しているケースも多いため、生活保護の適用や生活資金の貸付などの対応も必要となります。

- DV被害者が自立するためには被害者の居住の安定を図ることも重要であることから、被害者自ら民間住宅を確保するほかに、公営住宅への入居となることもあります。公営住宅は比較的安価な家賃で提供されており、裁判所の保護命令や静岡県女性相談センターによる一時保護を受けたDV被害者、並びに、婦人相談所をはじめとする配偶者暴力対応機関等から証明書の発行を受けた者については、単身入居が認められているほか、収入の認定や保証人の取扱いについても弾力的な運用が図られています。

- DVの加害者は被害者が自分の元から去った場合に執拗に居場所を探そうとする場合があります。被害者の情報を得るために行政機関等にDVの加害者であることを隠して相談したり、親戚や知人を装って電話をかけたたりすることもあります。
そのため、DVの加害者からの追及の防止を図ることを目的に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付にかかる制限、医療保険（国保、被用者保険等）加入に係る支援措置等及び生活に係る諸書類の代理受領等についても支援しています。

- DV被害者が新たな地域で生活を始めるにあたっては、安全確保の観点から前住所地からの住所異動を見合わせることもあります。
同伴児童の就園・就学については、DV被害等諸事情がある場合には、住民票の記載がなくても、現に住所を有していれば、就園・就学を認める扱いをし、子ども保育課や市の教育委員会及び学校と連携をとりながら、児童を取り巻く環境の整備や学習支援を行っています。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
生活保護・生活資金等貸付基金の活用	生活保護や生活資金等貸付金についての情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。	福祉総務課
ひとり親家庭等の生活支援策の活用	ひとり親家庭における支援制度の情報提供を行い、必要に応じて児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童手当の支給等の適切な活用を図ります。	子育て支援課
保護命令に関する情報提供(再掲)	被害者等の安全確保のため、保護命令制度についての情報提供を行います。	子育て支援課
支援措置の活用	住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付にかかる制限、医療保険(国保、後期高齢者医療制度、被用者保険等)加入に係る支援措置、年金事務に係る支援措置等について情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。	市民課 保険年金課 子育て支援課
関係各課による情報管理の徹底(再掲)	関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理の徹底に努めます。	子育て支援課 関係各課
公営住宅への入居相談	市営住宅の一時的な入居に係る相談に対応します。	住宅政策課
セイフティネット住宅に関する情報提供	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅(セイフティネット住宅)に関する情報提供を行います。	住宅政策課
就労に係る情報提供や支援制度の活用	就業相談において、母子家庭等自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金等の制度・事業について周知し、適切な活用の促進を図ります。	子育て支援課
関係機関との連携	一人ひとりの状況にあった就業につながるように、ハローワーク、母子家庭等就業・自立センター、三島市生活支援センター等との連携に取り組めます。	福祉総務課 子育て支援課
子どもの就園・就学への支援	就園・就学にあたっての配慮や適切な情報管理を行い、子どもを取り巻く環境の整備に努めます。	学校教育課 子ども保育課

施策の方向（2） 心身のケア及び生活のための支援

《現状と課題》

○DV被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病等を抱えることもあり、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もあります。そして、同伴する家族も同様に心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもについては面前DVによる心理的虐待に加えて、転居や転校を始めとする生活の変化等により、様々な影響を受けやすい状況にあります。

また、加害者から離れて自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や同伴家族の心理的ダメージは長期にわたり心身に様々な影響を及ぼすことも考えられることから、必要に応じて医療機関の紹介や同行受診等の支援を実施しています。

○DV被害者は、離婚や子どもの親権の確保等、法的問題を抱えているケースも少なくありません。そのため、本市で行っている無料法律相談の案内を行うとともに、経済的理由により、弁護士等の費用が捻出できない被害者には、民事法律扶助制度について、情報提供を行っています。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
心理的ケアの充実	被害者の状態に応じて医療機関や相談機関の紹介を行い、必要に応じて同行支援を行います。	健康づくり課 子育て支援課
法律相談の活用	離婚、子どもの親権、借金等の問題を抱えている被害者に対して、市の無料法律相談、多重債務相談や法テラス等の活用についての情報提供をします。	市民生活相談センター 子育て支援課

■基本目標5 推進体制の充実

施策の方向（1） 相談機関ネットワークの強化

《現状と課題》

○本市では平成13年3月28日に「三島市虐待防止連絡会」を設置しました。そして、同連絡会を児童虐待及びDVの防止という観点から、平成14年度に「三島市児童虐待・DV防止連絡会」とし、平成18年度に「三島市要保護児童・DV対策地域協議会」、平成20年度に「三島市要保護児童対策地域協議会」、平成22年度には「三島市子どもを守る地域ネットワーク」と名称を変更し、市民生活に直結する自治会や民生委員等を新たに構成員に加えました。これまでも関係機関において相互の情報交換などを通して、庁内外の連携強化に努めており、今後も引き続き綿密な連携を図りながら、より効果的に施策を推進していきます。

- DV被害者は加害者から逃れて、生活の場を一時的に失い保護されるなど、社会的にも経済的にも不安定な立場に置かれること、また、心身の疾患や深い心の傷を有していることが多く、社会生活への適応に支障のある場合もあります。
- このようにDV被害者の避難に伴い、生活環境の変化に加え、心身の状況も深刻な状態となることが多く、これらに対応する専門的知識が必要であることはもちろん、DV被害者の状況を適切に把握し、DV被害者の抱える様々な問題を解決していくためには、多岐にわたる関係機関の連携が必要となります。
- 女性相談員は相談内容が複雑化・多様化する中で対応に苦慮するケースもあり、心理的負担を感じている場合も多く見られます。そのため、女性相談員は、静岡県女性相談センターで行っている県内の女性相談員をメンバーとした連絡協議会に参加し、相談員同士の情報交換や研修会を通して、様々な相談や困難事例に対応できるよう、資質の向上に努めています。
- また、このような市の枠を越えた支援のネットワークを構築することで、業務遂行にあたっての相談員自身の不安の解消に努めると同時に、DV被害者が他市へ避難し新たに居住を始める際や、他市から避難してきた際などにおいて、円滑な支援を行うことができる環境整備にも資するものとなっています。
- なお、県内だけでなく、県外への転出や県外からの受入れについても同様に、転出先及び前居住地の市町と広域的な連携をとり、DV被害者に寄り添った支援を行えるように努めています。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
地域のネットワークの機能強化	DVを取り巻く環境の変化に応じて「三島市子どもを守る地域ネットワーク」の構成委員の見直しや、目的に応じた会議の運営を検討し、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課 関係各課
	他市町のDV防止ネットワークの活動内容、役割について調査・研究することで、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
女性相談員等の技術向上及びネットワークの構築	静岡県女性相談員連絡協議会に参加し、県内他市の相談員との意見・情報交換や研修会を通して資質向上を図るとともに、他市相談員とのネットワークの強化に努めます。	子育て支援課
	DV被害者の他県への転出又は他県からの転入において、転出先又は前居住地の女性相談員等との連携及び、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課

施策の方向（2）

庁内の連携体制の強化

《現状と課題》

- DV被害者の保護及び支援については、複数の関係機関や庁内関係部署が共通認識のもとに連携を図り、相談、保護、自立支援を行う中で、配偶者等からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した切れ目のない包括的な相談支援が必要です。

- 本市では「三島市子どもを守る地域ネットワーク」における代表者会議、DV分科会（実務者会議）を設置し、被害者支援の情報や認識を支援関係者間で共有し、被害者支援にあたるとともに、関係機関における相互の情報交換などを通して、庁内外の連携強化に努めています。加えて、被害者の抱える問題は複雑多岐にわたることも多いため、継続した連携の強化が求められています。
- 被害者が諸手続のために、それぞれの窓口に出向いて何度もDV被害について説明することは、加害者との遭遇の危険性があることや、心理的・時間的にも大きな負担となり得ます。そして、関係部署との連携不足や、職員のDV被害に対する理解不足などにより、二次被害が起り得ることに留意する必要があります。
- 庁内においても、DVは犯罪となり得る行為であるとの認識を深め、被害者の人権の尊重、安全の確保、秘密の保持、情報管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等について研修や啓発を実施することで理解の促進を図るとともに、状況に応じて関係機関や関係各課を交えてのケース検討会議を開催する等の対応も必要となります。
関係者が共通認識を持って対応することは被害者が安心して支援を受けることのできる環境整備につながるとともに、関係機関の連携協力の強化にもつながります。そのため本市では、被害者の安全確保と負担軽減のために、関係部署と連携して、相談室で人目を気にせずに必要な諸手続ができるような配慮に努めています。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
関係各課との連携	「三島市子どもを守る地域ネットワーク」におけるDV分科会を開催し、課題解決を図るとともに被害者支援が円滑に行えるよう、関係各課との連携を図ります。	子育て支援課 関係各課
	被害者に対して適切な支援ができるよう、関係機関、関係各課を交えて、ケース検討会議を随時開催します。	
関係各課による情報管理の徹底（再掲）	被害者の安全確保と負担軽減のため、関係各課と連携して各種の手続きを相談室内で完結できる環境を確保するなど、被害者が安心して諸手続ができるよう配慮に努めます。	
	関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理を徹底します。	

第4

章 計画の推進

■ 1 計画の進捗状況の把握

三島市DV防止基本計画の推進における取組みについては、関係機関の実務者で構成される「三島市子どもを守る地域ネットワークDV分科会」において、現状と課題等の検証とともに、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握・点検を行います。さらに、その代表者で構成される「三島市子どもを守る地域ネットワーク」に報告するなかで、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。

■ 2 計画の周知

計画を確実に推進するためには、庁内関係各課・関係機関をはじめ、多くの市民の理解や協力が重要であることから、策定した計画について、市広報紙や市ホームページなど様々な媒体や機会を活用し周知に努めていきます。

1. 用語解説

あ 行	一時保護	危険度の高さや加害者からの追求の有無等により、被害者の安全の確保のため、一時的に保護すること。
	医療保険に係る支援措置	被害者及びその同伴者が加害者の被扶養者になっている場合に、証明書を持って保険者に申し出ることにより、被保険者又は組合員の世帯に属する者から外れることができる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。
	エンパワーメント	個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させること。「能力開発」とも訳される。
か 行	家庭児童相談室	家庭における児童の養育や発達等について相談、支援を行う機関。福祉事務所に設置されており、社会福祉主事と家庭相談員が配置され、児童相談所等とも連携を図っている。
	グローバル・パートナーシップ	地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。
	子どもSOS	平成22年度より三島市に設置している児童虐待・DV相談専用の無料電話。
さ 行	児童虐待防止推進月間	児童虐待防止等に関する法律が施行された11月を児童虐待防止推進月間とし、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、全国的に広報や啓発活動を行っている。
	児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県や政令指定都市等に設置される、児童福祉の専門機関。児童に関する諸問題について、相談、判定、措置、指導および一時保護を行う。
	社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法により制定された国家資格。身体上・精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に対して助言等の支援を行なう専門職。

さ 行	住民基本台帳の一部閲覧制限	被害者が、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、加害者が被害者の住所等を探索する目的で、被害者の住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがある場合に加害者等に対して、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限を行う。
	女性相談員（婦人相談員）	売春防止法第35条、DV防止法第4条に基づき、都道府県知事等に委嘱され、DVをはじめとした問題を抱える女性への相談支援等を幅広く行っている。
	女性に対する暴力をなくす運動期間	女性に対する暴力を根絶するため、女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）までの2週間（11月12日～25日）を運動期間とし、全国的に広報や啓発活動を行っている。
	性的マイノリティ	何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。性的少数者。一般的に「LGBTQ」などとも表記され、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなどが含まれる。
た 行	地域包括支援センター	介護保険法に基づき、各市町村に設置されている。高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など様々なサービスを、包括的・継続的に提供していく必要があり、保健師や社会福祉士、ケアマネジャーなど専門職が連携して相談・対応にあたっている。
	デートDV	交際相手との間に起こる暴力のこと。
な 行	二次被害	DV被害者が他者から、DVへの知識不足による無理解により、配慮に欠けた言動を受け、更に深く傷ついてしまうこと。
	年金事務における支援措置	児童虐待防止等に関する法律が施行された11月を児童虐待防止推進月間とし、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、全国的に広報や啓発活動を行っている。

は 行	配偶者暴力相談支援センター	DV防止法に基づき、被害者からの相談や保護、自立のための支援等の業務を行っている。静岡県では女性相談センターがその機能を果たしている。
	包括的相談支援体制	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、本人や世帯を包括的に受け止め支える支援などを基本理念として市町村がそれぞれの事情に応じて実施する「断らない相談支援」の体制・機能のこと。
	法テラス (日本司法支援センター)	総合法律支援法に基づき、設立された公的な法人で、法的なトラブルを抱えた人の解決への情報提供や経済的に余裕がない人への無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替えなどを行う民事法律扶助業務を行っている。
	保護命令	DV防止法により定められた被害者保護のため、地方裁判所が相手方（加害者）に対して発する命令。命令には、接近禁止命令・退去命令・子への接近禁止命令・親族等への接近禁止命令・電話等禁止命令がある。
	母子家庭等就業・自立支援センター	就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活相談や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することにより、母子家庭等の自立促進と生活の安定を図ることを目的としている。 県内に4ヶ所設置あり、近隣では沼津市に設置されている。
	母子家庭等自立支援給付金	母子家庭等の母又は父が就職に役立つ技能や資格の修得のために①県指定の各種講座を受講する場合に支給される自立支援教育訓練給付金と、②各種学校等の養成機関で2年以上修業する場合などに支給する高等職業訓練促進給付金がある。
	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するために設けられたもの。修学資金をはじめ12種類の貸付資金がある。貸付金の種類や連帯保証人の有無により無利子または低利子で貸付される。

ま 行	三島市子どもを守る地域ネットワーク（三島市要保護児童対策地域協議会）	<p>要保護児童の早期発見や適切な保護を行うこと、DV被害者への適切な処遇を図ることを目的として設置している協議会。</p> <p>自治会、民生委員児童委員協議会、学校、保育園、警察、行政など関係機関の連携強化を図っている。</p>
	三島市生活支援センター	<p>平成27年4月より、生活困窮者自立支援法に基づき、生活全般にわたる困りごとの相談に応じる、自立相談支援機関が全国に設置されるようになった。</p> <p>三島市では三島市生活支援センターという名称で設置している。</p>

2. DV防止のための相談窓口一覧

相談窓口	内 容	実施機関
女性相談 (女性相談員による相談)	DV相談を含む女性全般に渡る相談を面接又は電話にて受付。 平日 9:00~16:00 電話 055-983-2713	子育て支援課
子どもSOS	三島市で設置している児童虐待・DV相談専用の通話料無料電話。 平日 8:30~17:00 電話 0800-200-7576	子育て支援課
静岡県女性相談センター (配偶者暴力相談 支援センター)	女性からの様々な相談やDVに悩んでいる方の相談を電話にて受付。 受付時間 9:00~20:00 電話 054-286-9217 (祝日・年末年始を除き受付)	静岡県女性相談センター
静岡県男女共同参画センター (「あざれあ」による 女性相談)	夫やパートナーとの関係、子どもや家族をとりまく悩みなど、女性が抱える様々な悩み相談を受付。 電話相談 月火木金曜日 9:00~16:00 水曜日 14:00~20:00 第2土曜日 13:00~18:00 電話 055-925-7879 (祝日及びあざれあ休館日を除く) 予約制による電話相談 <u>DVその他暴力に関する相談</u> 月木曜日 10:00~15:00 水曜日 14:00~19:00 電話 055-925-7879 (祝日及びあざれあ休館日を除く) インターネット相談 あざれあ女性相談ホームページからWeb上の相談入力フォームにアクセスし、相談内容を送信。相談受付から1週間程度で回答を返信します。	静岡県男女共同参画センター

相談窓口	内容	実施機関
<p>静岡県男女共同参画センター (「あざれあ」男性相談員による男性専用電話相談)</p>	<p>ストレス社会に生きる様々な悩みを抱えた男性の相談を、専門の男性相談員が受付ける専用相談電話。 毎月第1・第3土曜日 13:00~17:00 電話 054-272-7880</p>	<p>静岡県男女共同参画センター</p>
<p>三島警察署 (生活安全相談所)</p>	<p>DV相談をはじめとして、ストーカー相談や児童虐待相談等について、電話や面接にて受付。 平日 8:30~17:15 電話 055-981-0110</p>	<p>生活安全課</p>
<p>県警ふれあい相談室</p>	<p>事件事故や犯罪被害に関する相談、要望、意見を受付ける相談電話。 24時間受付 電話 054-254-9110 #9110(プッシュ回線)</p>	<p>静岡県警本部</p>
<p>女性の人権ホットライン</p>	<p>DV相談、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての専用相談電話。電話は最寄りの法務局につながり、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が対応。 平日 8:30~17:15 電話 0570-070-810</p>	<p>静岡地方法務局</p>
<p>DV相談ナビ</p>	<p>ひとりで悩んでいませんか？ 相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。 発信場所から最寄りの相談口に、あなたがかけた電話を自動転送します。 電話 #8008 『はれれば』 (プッシュ回線：通話料がかかります)</p>	<p>内閣府 男女共同参画局</p>

3. 計画の策定経過及び策定体制

(1) 策定経過

年月	内容			
	全体	部課長会議	検討会議	策定会議
令和3年 9月30日			第1回会議(素案検討) ※書面開催	
10月15日				第1回会議(素案検討) ※書面開催
11月10日～ 12月9日	パブリック・ コメント募集			
令和4年 3月中	計画決定			
令和4年 3月31日	計画書発行			

(2) 策定組織名簿

① 三島市DV防止基本計画策定委員名簿

(敬称略)(機構図順)

所属名	職名	氏名
社会福祉部	部長	白井 貢
社会福祉部 子育て支援課	課長	渡邊 由美
三島警察署 生活安全課	課長	近田 和弘
環境市民部 市民課	課長	長瀬 吾朗
環境市民部 地域協働・安全課	課長	岩崎 淳子
健康推進部 保健年金課	課長	沼上 勝一
健康推進部参事(健康づくり課)	課長(扱)	水口 国康
健康推進部 地域包括ケア推進課	課長	佐野 文示
社会福祉部 福祉総務課	課長	高田 紀彦
社会福祉部 子ども保育課	課長	長島 孝道
社会福祉部 障がい福祉課	課長	池田 智美
社会福祉部 発達支援課	課長	杉山 克博
企画戦略部 政策企画課	課長	岩崎 知之
企画戦略部 市民生活相談センター	センター長	加藤 裕子
都市整備部 住宅政策課	課長	神山 正己
教育推進部 学校教育課	課長	鈴木 真

3. 計画の策定経過及び策定体制

② 三島市DV防止基本計画検討委員名簿

(機構図順)

所属名	職名	氏名
環境市民部 市民課	主査	渡邊 雄介
健康推進部 保健年金課	主事	重田 健太郎
健康推進部 健康づくり課	副参事	栗原 浩子
社会福祉部 福祉総務課	主任	古家 紀孝
社会福祉部 子ども保育課	主幹	谷 ゆかり
社会福祉部 障がい福祉課	社会福祉士	堀井 大樹
健康推進部 地域包括ケア推進課	副主任社会福祉士	山中 直大
企画戦略部 政策企画課	主査	西川 菜月
環境市民部 地域協働・安全課	主事	小嶋 万美子
企画戦略部 市民生活相談センター	主査	渡邊 雄平
計画まちづくり部 住宅政策課	主事	勝間田 恵未
教育推進部 学校教育課	指導主事	三田 圭太

4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

令和元年六月二六日同第四六号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の

長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六

号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、

被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り

得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原

裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認め

るときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

- 第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係

における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条

(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**三島市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の保護・支援に関する基本計画**
(第3次三島市DV防止基本計画)

発 行 令和4(2022)年3月
編 集 三島市社会福祉部子育て支援課
〒411-8666 三島市北田町4番47号
電 話 055-983-2712
F A X 055-983-2709
U R L <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>
E-mail kosodateka@city.mishima.shizuoka.jp

**三島市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の保護・支援に関する基本計画**
(第3次三島市DV防止基本計画)
(令和4年度～令和8年度)